



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

921	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
922	〃	(〃).....	1
923	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
924	〃	(〃).....	2
925	救急病院の認定	(医務課).....	2
926	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
927	〃	(〃).....	3
928	学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(畜産課).....	3
929	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	5
930	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

○ 選挙管理委員会告示

49	政治団体の届出事項の異動の届出	6
50	政治団体の解散の届出	7
51	政治団体の設立の届出	7

告 示

和歌山県告示第921号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051000176	児童発達支援・放課後等デイサービス結の杜	橋本市東家六丁目1番5号 フォルテ橋本市役所前101	児童発達支援	合同会社結の杜	橋本市東家六丁目1番5号 フォルテ橋本市役所前101	令和3.9.1

和歌山県告示第922号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052300104	えみーる	新宮市大橋通二丁目2番1号	放課後等デイサービス	一般社団法人Nao	新宮市大橋通二丁目2番1号	令和3.9.1

和歌山県告示第923号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000 331	こころねケア	御坊市湯川町財部778-4	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	特定非営利活動法人フードバンク和歌山	御坊市湯川町財部778-7	令和 3.9.1
			行動援護	知的障害者 障害児 難病等対象者			

和歌山県告示第924号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250 761	就労支援事業所 つくる葉	田辺市稲成町64 -2	就労継続支援 B型	特定なし	一般社団法人 創	西牟婁郡上富田 町生馬2090-1	令和 3.9.1

和歌山県告示第925号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 上山病院
- 2 所在地 和歌山市内原998
- 3 有効期限 令和6年9月3日

和歌山県告示第926号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテぶらくり丁店
和歌山県和歌山市元寺町1丁目25
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和3年和歌山県告示第454号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月7日から同年10月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第927号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン西庄店

和歌山県和歌山市西ノ庄東畑767番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第455号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月7日から同年10月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第928号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 調達年度

令和3年度

(2) 調達案件名

学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品

(3) 調達物品の特質等

仕様書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和3年9月7日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 食肉（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「食肉等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、食肉等の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 食肉等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合には、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 使用印鑑届

シ 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の（10）に掲げる許認可等を受けていること又は2の（10）に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあっては、当該登録に係る通知書

の写しを提出することにより、(1)のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年9月7日（火）から同月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年9月7日（火）から同月14日（火）までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年9月7日（火）から同月15日（水）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和3年9月15日（水）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局畜産課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2924

ファクシミリ番号 073-431-0904

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和3年9月27日（月）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第929号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平岩地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱1号と17号を結ぶ線は県道及び町道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

ただし、昭和34年7月23日農林水産省告示第679号、昭和48年6月23日農林水産省告示第1251号及び昭和63年10月26日農林水産省告示第1736号で指定した保安林を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	原日浦	谷口	74番2	
2号	〃	〃	〃	〃	79番	
3号	〃	〃	〃	〃	79番1	
4号	〃	〃	〃	平岩	311番1	
5号	〃	〃	〃	〃	313番1	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	〃	315番1	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	〃	302番1	
10号	〃	〃	〃	〃	〃	
11号	〃	〃	〃	〃	295番1	
12号	〃	〃	〃	〃	301番1	
13号	〃	〃	〃	〃	〃	
14号	〃	〃	〃	〃	295番1	
15号	〃	〃	〃	〃	〃	
16号	〃	〃	〃	〃	〃	
17号	〃	〃	〃	〃	296番2	

和歌山県告示第930号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3565	田辺市下万呂字深見69番1の一部、70番1の一部	田辺市神子浜二丁目20番14号 株式会社高垣工務店 代表取締役 石山登啓	令和 3. 8. 27	6. 00 4. 00	52. 53 18. 00

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年9月7日

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県郵政政治連盟支 部	高尾裕司	主たる事務所の 所在地	御坊市湯川町財部736-8	海南市原野323-1	令和 3.6.18
		代表者	高尾裕司	宗信宏	令和 3.6.18
		会計責任者	野村英雄	岩中一史	令和 3.6.18
自由民主党和歌山 県理学療法士連盟 支部	鍋嶋崇之	主たる事務所の 所在地	日高郡美浜町和田1901-8 株式会社アライフ 通 所介護日高リハビリセン ター内	和歌山市十二番丁45	令和 3.7.9

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
和歌山県理学療法 士連盟	鍋嶋崇之	主たる事務所の 所在地	日高郡美浜町和田1901-8 株式会社アライフ 通 所介護日高リハビリセン ター内	和歌山市十二番丁45 済 生会和歌山病院リハビリ テーション科	令和 3.6.13
		会計責任者	西川典男	岩崎正和	令和 3.6.13
田辺市医師連盟	西川哲司	会計責任者	辻聡一郎	那須英紀	令和 3.7.15

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年9月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
寺本みつかずさつき会	西川和美	令和 3.8.6
寺本みつかず光和会	前地勉	令和 3.8.6
寺本みつかず後援会	舟底政算	令和 3.8.12

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年9月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県橋本市第二支部	中本浩精	戌亥功	橋本市神野々362	○	令和 3.7.15

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新宮市の未来を考える会	隅地洋	松畑理	新宮市五新1-17	令和 3.7.8
小川ひろやす後援会	舟底政算	中村修史	海草郡紀美野町動木365	令和 3.8.12
一皇會和歌山支部	松岡幸雄	岩橋正卓	岩出市野上野7-6	令和 3.8.17